

「人材確保等支援助成事業」の開始について

当団地を始めとする小規模の製造事業者は、新卒者は言うに及ばず人材の確保には常に困難をきわめています。そこで、厚生労働省が取り扱う「人材確保等支援助成金」を活用し、組合が団地内組合員企業の「人材確保」や「従業員の定着率向上」を支援する事業の実施を計画し、7月10日の理事会で承認されました。

おおまかな事業内容は以下の通りですが今後組合員企業の皆様に対し、事業に取り組む前後に、実態調査等のアンケートの実施や各事業への取り組み依頼をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 事業実施時期

令和5年10月1日～令和6年9月30日までの1年間(予定)

(静岡県知事に事業実施計画が承認された段階で確定します)

2. 事業の目的

- (1) 中小企業者にて構成される協同組合が、組合員企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための取り組みを実施することにより、組合員企業の人材面での課題を少しでも改善させる。
- (2) 組合員企業が人材面での課題解決に向けて自社の雇用環境を改善することで製造業や中小企業に対する認知度が向上し、長期的、安定的な採用活動が可能となる。
- (3) 人材面での課題が多少なりとも改善されることで自社の経営基盤が拡充され、組合員企業と団地組合の永続的な発展が期待できる。

【雇用環境の改善】とは

- ① 労働時間の改善
時間外労働や休日出勤の抑制、従業員個々の事情に応じた勤務時間の弾力化、有給休暇の取得促進
- ② 男女雇用機会均等、仕事と家庭生活の両立
人材確保の手段として女性の活用を促すとともに仕事と家庭が両立できる勤務体系を構築する
- ③ 職場環境の改善
3Kイメージを払拭するには如何にするか?(危険・きつい・汚い)
- ④ 福利厚生制度の充実
従業員の職場定着率向上につながる取り組みは何か?
- ⑤ 教育訓練制度の充実
働き甲斐を感じ労働意欲を向上させ、職場定着につなげるための人材育成制度を構築する。

3. 事業内容

以下の全てが組合員企業の雇用環境の改善に取り組むための事業であることが必要。

- (1) 各種セミナーの開催
- (2) 先進モデル企業見学会の開催
- (3) 個別相談会の開催(代表者や人事担当者がコンサルタント等の専門家に自社の問題を相談)
- (4) 組合と組合員企業の紹介パンフレット等の作成と配布
- (5) WEBや求人紙への求人広告の掲載(個社別の実施が可能)

4. その他

- (1) 事業を実施するための計画の認定申請から事業終了後の結果調査と助成金の交付申請まで、1年半程度の長期間の事業となります。
- (2) 「事業費用+事務局人件費」の2/3が国から助成されます。
- (3) 組合員の皆様にはアンケートの実施や個別事業実施の都度、参加依頼等のお願いをさせていただきますこととなりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※ 次ページにつづく

毎年8月は「電気使用安全月間」です!!!

電気使用安全月間は昭和56年に制定されて以降、感電死傷事故の発生が最も多い8月に経済産業省の主唱で実施されています。期間中は、電気の正しい使い方に関する知識と理解を深め、電気事故防止に資するための活動を実施するよう求められています。

以下、イラスト内の「令和5年度重点活動テーマ」を良く確認し電気の安全使用に努めて下さい。

・ 組合事務局の「夏季休業日」について(再掲)

今年の夏季休業日は次の3日間です。よろしくお願いいたします。

◀ 8月14日(月) ~ 16日(水) ▶